

## 泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議(以下「戦略会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 戦略会議は、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議するものとする。

### (組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 次に掲げる団体の関係者
  - ア 産業団体
  - イ 行政機関
  - ウ 教育機関
  - エ 金融機関
  - オ 労働団体
  - カ 報道機関
- (3) 公共的団体の関係者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 戦略会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 戦略会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 戦略会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 戦略会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見

を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 戦略会議の会議は、公開する。ただし、戦略会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 戦略会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第9条 戦略会議の庶務は、市長公室政策推進課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。